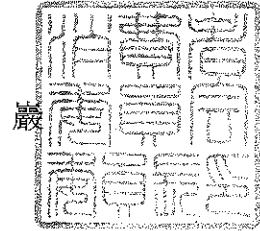




府消委第 47 号  
平成 30 年 3 月 8 日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
文部科学大臣 林 芳 正 殿

消費者委員会  
委員長 高



消費者教育の推進に関する法律第 9 条第 7 項の規定に基づく  
「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更について

平成 30 年 2 月 26 日付け消教地第 97 号及び 29 文科生第 744 号をもって当委員会に意見を求めた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案については、消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。

以上